

別表(第2条関係)

補助事業名	障害福祉サービス再開に向けた支援事業
補助事業の目的	障害児者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものである障害福祉サービス等について、サービス利用休止中の利用者に対する利用再開に向けた働きかけや環境整備等の取組について支援を行うことを目的とする。
補助事業の対象となる者	別紙に定める障害福祉サービス施設・事業所等
補助事業の対象となる経費	以下の費用であって、別紙に定める経費を対象とする。 (1) 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業 ア 在宅サービス事業所が、在宅サービス利用休止中の利用者に対して、健康状態や生活実態の確認、利用を希望するサービスの確認を行った上で、在宅サービス事業所と連携し、必要な対応を行った場合の費用 イ 在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、必要に応じて相談支援専門員と連携の上、健康状態や生活実態、利用を希望するサービスを確認（感染対策に係る要望を含む）し、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整を行った場合の費用 (2) 在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業 「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する費用
補助率	定額
補助金の額	<ul style="list-style-type: none"> 別紙に定める「在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」については、同別紙に定める利用者1人当たりの単価と対象利用者数を乗じた額とする。 別紙に定める「在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業」については、同別紙に定める基準額と対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額を選定するものとする。 上記により選定された額と総事業費から寄附金及びその他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 ただし、補助金の額は、予算の範囲内とする。
適用除外する条項	第3条、第7条、第8条、第11条、第14条
その他の事項	(交付申請) <ul style="list-style-type: none"> 本補助金の申請をしようとする者は、令和3年1月末日までに交付申請書様式（別添1）その他必要と認める書類を兵庫県国民健康保険団体連合会を通じて、兵庫県知事に提出するものとする。ただし、兵庫県国民健康保険団体連合会に報酬請求を行っていない施設等については、直接知事に提出するものとする。 (実績報告) <ul style="list-style-type: none"> 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第4条の交付決定に係る県の会計年度が終了したときは、実績報告書（別添3）その他必要と認める書類を事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は令和3年4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。 (対象期間) <ul style="list-style-type: none"> この補助金の対象期間は、令和2年4月1日から令和3年3月末日までとする。 (その他) <ul style="list-style-type: none"> 交付申請、交付決定、実績報告等の手続きについては、兵庫県が実施する「兵庫県新型コロナウイルス感染症対策従事者慰労金交付事業」及び「障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業」とあわせて行うことができる。 補助事業者は、「障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業」と合算した交付決定額かつ各事業の基準額の範囲内において、事業費を流用することができる。

補助事業名	障害福祉サービス再開に向けた支援事業
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> この要綱のほか「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害福祉サービス等分）の実施について」（令和2年6月25日付け障発0625第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。）、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱」（令和2年6月30日厚生労働省発子0630第2号・厚生労働省発障0630第1号・厚生労働省発老0630第1号厚生労働事務次官通知。）に定めるところによる。

別に定める事項

関係条項	内 容
第9条 第1項	
第19条 第1項	<p>(処分制限期間)</p> <p>「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）による。</p>

(別紙)

1 補助事業の対象となる者

補助事業の対象となる障害福祉サービス施設・事業所等とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 通所系サービス事業所

生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

(2) 短期入所サービス事業所

(3) 訪問系サービス事業所

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

(4) 相談系サービス事業所

計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援

2 補助金の額

(1) 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業

1 区分		2 基準額	3 対象経費
通所系	療養介護	2千円/利用者	
	生活介護	2千円/利用者	
	自立訓練（機能訓練）	2千円/利用者	
	自立訓練（生活訓練）	2千円/利用者	
	就労移行支援	2千円/利用者	
	就労継続支援A型	2千円/利用者	
	就労継続支援B型	2千円/利用者	
	就労定着支援	2千円/利用者	
	自立生活援助	2千円/利用者	
	児童発達支援	2千円/利用者	
	医療型児童発達支援	2千円/利用者	
	放課後等デイサービス	2千円/利用者	
短期入所	短期入所	2千円/利用者	
訪問系	居宅介護	2千円/利用者	
	重度訪問介護	2千円/利用者	
	同行援護	2千円/利用者	
	行動援護	2千円/利用者	
	居宅訪問型児童発達支援	2千円/利用者	
	保育所等訪問支援	2千円/利用者	
相談系	計画相談支援	1.5千円/利用者	
	地域移行支援	2千円/利用者	
	地域定着支援	—	
	障害児相談支援	2.5千円/利用者	

※多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている場合は、該当するいずれかのサービスに係る基準額を用いることとする。

(2) 在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業

1 区分		2 基準額	3 対象経費
通所系	療養介護	200千円／事業所	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
	生活介護	200千円／事業所	
	自立訓練（機能訓練）	200千円／事業所	
	自立訓練（生活訓練）	200千円／事業所	
	就労移行支援	200千円／事業所	
	就労継続支援A型	200千円／事業所	
	就労継続支援B型	200千円／事業所	
	就労定着支援	200千円／事業所	
	自立生活援助	200千円／事業所	
	児童発達支援	200千円／事業所	
	医療型児童発達支援	200千円／事業所	
放課後等デイサービス	200千円／事業所		
短期入所	短期入所	200千円／事業所	
訪問系	居宅介護	200千円／事業所	
	重度訪問介護	200千円／事業所	
	同行援護	200千円／事業所	
	行動援護	200千円／事業所	
	居宅訪問型児童発達支援	200千円／事業所	
保育所等訪問支援	200千円／事業所		
相談系	計画相談支援	200千円／事業所	
	地域移行支援	200千円／事業所	
	地域定着支援	—	
	障害児相談支援	200千円／事業所	